

県有未利用地の貸付による県内需要地への電力供給事業 に係るサウンディング型市場調査 実施要領

1 目的

県では、令和5年3月に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」において、比較的導入までのリードタイムが短い太陽光発電の導入を中心に再エネの導入に取り組むこととしており、そのために短期的には、住宅や事業所への自家消費型や第三者所有方式による太陽光発電の導入などを支援してきました。

現在、耕作放棄地など未利用地を活用した太陽光発電施設の設置が進んでいますが、その多くはバーチャルPPA等、県外需要地で消費を目的としたものと推察され、「県内で生み出された環境価値の県外流出」が課題であると認識しています。

世界的な脱炭素の流れを踏まえ、今後は、県内企業においても、これまで以上に再生可能エネルギーの導入ニーズは高まるものと考えことから、太陽光発電の適地となり得る未利用地を県内需要家へ優先的に提供できるようマッチング等を図る必要があると考えており、これを具体化する手法として、県有未利用地の貸付による県内需要家への太陽光発電電力供給事業を検討しています。

そこで、県有未利用地の賃貸借契約の締結相手を公募型企画提案で募集することを想定し、その公募に先立ち、事業者の参入意欲や県内需要家のニーズを把握するとともに、事業の仕様や想定スケジュールなど、事業者が提案可能な内容となっているかを把握するためのサウンディング型市場調査を実施するものです。

2 貸付対象地

一定程度整地されている、周辺に遮蔽物が存在しないなど、太陽光発電の導入条件を満たすと考えられる県有未利用地2箇所（それぞれ1～2ha程度）を対象とする予定です。

3 想定している事業スキーム

- 事業者は、対象地を県から借り受け太陽光発電施設を設置するとともに、発電した電力をオフサイトPPA方式や自己託送方式により、原則として、発電電力については全量、県内において需要家が事業活動に用いるために供給するものとする。
- 企画提案できる応募対象者は、太陽光発電施設の設置・運営を担う事業者（太陽光発電施設を所有する事業者）とします。
 - ※ 事業計画や関係者（需要家や電気小売事業者等）については、企画提案時点の内容・想定で構いません。
- 県は、企画提案により選定最優秀企画提案者と協定を締結します。
 - 協定を締結した企画提案者（事業予定者）は、関係法令手続や電力系統への接続連係申込み等事業実施に向けた検討を具体的に行った後、県と賃貸借契約を締結し、施設設置工事に着手します。
 - ※ 事業実施に向けた検討の結果、採算性等の観点で事業実施が困難であると判断した場合、事業予定者から辞退の申出により協定を解除することが出来ます。

4 事業で期待する効果

県が、安価（現時点では50円/m²・年程度と想定）に、広い面積を有する土地を貸し付けることにより、事業者はそのメリットを活かし、需要家へ再エネ電力を供給するとともに、施設の確実な維持管理や地域貢献策の実施などにより、県内企業の競争力強化と地域共生型再生可能エネルギー事業の推進を期待するものです。

※ 地域貢献策については、事業の収益性等を確保した上で、実施可能な場合に提案を求めます（独自提案）。

5 事業の仕様等

- (1) 公募要領（サウンディング調査時点案） 【別紙1】
- (2) 仕様書（サウンディング調査時点案） 【別紙2】

6 サウンディングの方法

アンケート方式による市場調査 【別紙回答票】

7 サウンディング調査のスケジュール

No.	項目	時期
1	実施の公表	令和7年1月28日（火）
2	回答受付期間	令和7年1月28日（火） ～令和7年2月14日（金）
3	結果概要の公表※	令和7年2月下旬を予定

※調査結果の取扱いについては「9 留意事項」を参照ください。

8 回答対象者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (9) 日本国内において、第三者所有方式や自己託送方式により、太陽光発電設備を設置・運用した実績を複数有していること。

9 ヒアリング項目

(1) 実績

- ・ 県内需要地へのオフサイトPPAの実績有無
- ・ (実績がある場合) 契約先（業種）、案件ごとの導入容量・契約期間・契約単価
- ・ 需要家候補となる県内企業における再エネ電力ニーズ

(2) 土地貸付料に対する評価

- ・ これまでに実施したオフサイトPPAにおける土地貸付料
- ・ 本事業は、貸付金額を安価にすることで追加的な事業効果（①需要家への供給単価低減、②施設の維持管理充実、③地域貢献策の実施（独自提案）など）が創出されることを期待している。貸付金額は50円/m²・年を想定しているが、事業効果の創出が見込まれるか。

(3) 公募要領

- ・ 企画提案を行う上で明らかにすべき事項や条件に不足や支障はないか（応募条件、企画提案に求める内容、協定～契約締結までの進め方等）。
- ・ 企画提案時点で、想定する事業計画、関係者（需要家や電気小売事業者等）の記載を求めますが、どの程度実施可能性を持った提案が可能か。
→特に、企画提案時点で供給先が具体的になっている（需要家の企業名、業種、需要地、需要規模等が判明している）場合には、「事業実施の確実性が高い」点で評価したいと考えています。
- ・ 企画提案にあたり、審査基準の視点や点数等に不足や支障はないか。
- ・ 実施スケジュールについて、公募開始から企画提案まで8週間を予定していますが、事業計画の検討・関係者調整など、企画提案に必要な業務が実施可能か。

(4) 仕様書

- ・ 事業を検討する上で明らかにすべき事項や条件に不足や支障はないか（土地情報の項目、貸付条件、事業の仕様等について）。

(5) 事業実施に係ること

- ・ 協定締結から事業実施までの所要期間として、6～12か月を予定しているが実施可能か。
- ・ 本事業を実施する場合に活用を想定する交付金・補助金等

(6) 本事業への参加意欲

- ・ 公募要領案や仕様書案を踏まえ、公募参加の意向を有するか。
- ・ (参加意向を有している場合) どのような点がメリットと考えるか。

→公募参加において最重視する点もお聞かせください。

- ・(参加意向を有していない場合) どのような点が支障となるか。

→公募参加を判断するために不足している事項等があればお聞かせください。

(7) その他、県に求める事項等

10 提出及び問合せ先

別添「調査回答票」に記入の上、令和7年2月14日(金)までに県環境政策課省エネ・再エネ推進班宛て電子メールにて御提出願います。

また、回答にあたり不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

宮城県環境生活部環境政策課 省エネ・再エネ推進班 (担当：浪岡)
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
電話：022-211-2664 E-MAIL：kankyoss@pref.miyagi.jp

11 留意事項

- 提案の内容は、今後の事業化を約束するものではありません。
- 調査結果については、回答事業者のアイデアやノウハウを保護する観点から、参加事業者の名称や回答内容は公表せず、公表内容を必要最小限に止めます(回答事業者数のみ公表する等)。
- 提出いただいた提案書の著作権は公募者に帰属するものとし、本県は事業化に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用しません。ただし、提出書類等は宮城県情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益が損なわれる情報等)を除いて、情報公開の対象となることがあります。
- 回答事業者については、今後の事業者公募時における参加資格を約束するものではなく、評価の対象とならないことを御理解ください。
- 本サウンディング終了後に、必要に応じて追加のアンケートや対話等を行うことがありますので、御協力のほどよろしく申し上げます。